

令和 8 年度
久米島町景観計画改定支援業務
仕様書

令和 8 年 3 月 26 日
久米島町 建設課

(1) 目的

久米島町においては、平成 22 年 4 月に、景観法に基づく景観行政団体へと移行し、平成 24 年 10 月に久米島町景観計画を策定し、町の良好な景観形成のために取り組んできた。

景観計画策定から 10 年以上が経過し、景観形成への地域理解、意識向上が図れてきた一方、厳しすぎる景観形成基準により地域活性化が進まない現状がある。

こうした状況下、社会ニーズに応じた景観形成基準及び景観形成重点地区の在り方の見直しを含めた景観計画の改定が求められている。

本業務は、策定より 10 年が経過した久米島町景観計画を評価・検証し、久米島らしいよりよい景観づくりに向けた景観計画の改定を目的とする。

(2) 履行期間と対象範囲

1. 履行期間

令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 2 月 26 日

2. 対象範囲

久米島町全域（硫黄島を除く）

* 久米島町景観計画区域全域

(2) 業務内容

1. 景観計画の評価検証・課題抽出

久米島町景観計画に位置付けられた景観形成に関する方針及び各項の記載内容、景観形成基準等について、社会ニーズを踏まえ評価検証及び課題の抽出を行う。

特に、景観形成重点地区については、範囲・景観形成基準の妥当性を検証するにあたり、地域住民（関係者含む）へのヒアリングを行う。

2. 景観計画の見直し（改定版の立案）

評価検証・課題抽出を踏まえた景観計画の見直しを行う。陳腐化した情報・写真は適宜、更新するものとする。

景観形成重点地区については、新たな追加選定も視野にいれ、景観形成の方針・在り方（範囲・基準）を検討する。

3. 景観委員会の開催・運営の支援

景観計画の評価検証、見直し案を審議することを目的に景観委員会を開催(計3回)する。開催・運営の支援するものとし、説明資料及び議事録の作成を作成すること。

なお、委員の旅費・交通費は委託費に含めるものとし、委員謝金は久米島町の規定(久米島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例)に基づくものとする。

【開催イメージ】

第1回：景観計画評価検証結果の報告と課題抽出の審議

第2回：景観計画の見直しの方向性の審議

第3回：見直し案(計画改定案)の審議および承認

【委員会謝金】

委員長 ¥4,500 (人/回)

委員 (5人) ¥4,000 (人/回)

4. 先進地事例視察

良好な景観形成の先進地事例視察を1回行う。(2~3日程度)

主に、農村及び漁村の景観形成、地域らしさを特徴づける景観づくり、住民主体の景観づくりを視察の観点とする。

5. 住民説明会開催支援

計画見直し案作成時に、全体説明会を1回開催する。

その他、範囲・基準の見直しを行った景観形成重点地区への地域説明会を各1回開催(2地区想定)する。

6. 打合せ協議

打合せ協議を適宜行うこととする。

(3) 成果品

1. 業務報告書 × 1 部
2. 上記電子データ × 1 部
3. 景観計画冊子(改定版) × 1 0 0 部